

第2期 山梨県文化芸術推進基本計画 (素案)

山梨県
令和7年 月

(目次)

第1章 計画の策定にあたって	...	1
1 計画策定の趣旨	...	1
2 計画の性格	...	2
3 計画の期間	...	2
第2章 文化芸術を取り巻く環境	...	3
1 本県の文化芸術の現状	...	3
2 社会情勢の変化	...	3
3 国の動向	...	4
4 本県の文化的テロワールと文化芸術の創造環境	...	5
5 主な課題	...	7
第3章 目指すべきビジョン	...	9
第4章 基本方針と施策の柱	...	10
【基本方針1】文化芸術による新たな価値の創出	...	12
（1）「デザイン先進県」の構築		
（2）価値の創造拠点としての県立美術館の確立		
（3）文化芸術が持つ社会的・経済的価値の活用		
（4）美食文化の展開		
【基本方針2】クリエイターが創作活動しやすい環境づくり	...	16
（1）クリエイターの拠点整備と活動支援		
（2）地域特性を生かした文化創造		
【基本方針3】県民生活に根ざした文化芸術活動の振興	...	18
（1）県民参画による文化芸術活動の促進		
（2）時代の文化芸術を担う人材育成		
（3）文化芸術に親しむ機会の創出		
【基本方針4】地域の文化資源の保存・活用	...	23
（1）史跡等文化財の適切な継承と保存による地域活性化		
（2）無形民俗文化財等の継承と振興		
第5章 計画の推進体制等	...	29
1 推進体制	...	29
2 計画の目標	...	29
3 進行管理	...	30
資料編	...	31

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

文化芸術には、創造性を高め、豊かな感性を養うとともに、人と人との心のつながりや相互に理解し尊重しあう環境を育み、心豊かで多様性と活力のある地域社会を形成するなど、多くの力があります。

また、文化芸術活動は、人々が自己の可能性を最大限に発揮して自分らしく豊かに生きるために極めて大切なものです。

このため、国では、平成29年（2017年）6月に「文化芸術基本法」を施行し、本県では、平成30年（2018年）12月に制定した「山梨県文化芸術基本条例」の理念に沿って、令和2年（2020年）3月に「山梨県文化芸術推進基本計画」を策定し、文化芸術に関する様々な施策を総合的かつ計画的に推進してきたところです。

そうした中、未曾有の感染症である新型コロナウイルスの出現は、文化芸術へ甚大な影響を及ぼし、感染拡大防止対策としての度重なる行動制限により、県内でも多くの文化芸術活動が、自粛を余儀なくされました。

その一方で、新たな生活様式の定着が進む中での文化芸術を取り巻く環境の変化は、文化芸術の創造拠点としての本県のポテンシャルの高さを顕在化させました。

こうした状況を背景とし、県は、文化芸術が豊かな人間性を涵養するなどの本質的な価値のみならず、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するなどの社会的・経済的価値を持つことに着目し、その価値を最大限に発揮させ、活用することにより、地域活性化につなげていくことを目的として、令和4年（2022年）3月に「やまなし文化立県戦略」を策定しました。

令和5年（2023年）12月には、「やまなし文化立県戦略」を踏まえた、県政運営の基本指針となる「山梨県総合計画2023年策定版」を策定し、引き続き、文化芸術の振興を通じて、地域に賑わいや心の豊かさをもたらす「文化立県」を目指していくこととしました。

一方、この5年間で、人口減少・少子高齢化の更なる進行やデジタル技術の発展、共生社会実現への社会的要請や社会の不確実性の高まりなど、社会を取り巻く情勢は大きく変化しました。このような時代においては、既存の枠にとらわれない新しい発想や柔軟に問題解決を図るための創造力、あらゆる人たちが多様性を理解・尊重し、自分らしく活躍できる環境を整備していくことなどが求められます。

更に、本県特有の豊かな自然や景観、歴史的な建造物や町並み、昔から親しまれている祭りや食文化等は、それ自体が独自の価値を持ち、さらに地域への誇りや愛着を深めるよりどころとなるものです。これらを文化の母体となる「文化的テロワール」として捉え、そこにクリエイターなどの外からの視点や多様な価値観を導入することで、本県ならではの新たな価値を創出していく必要があります。

本計画は、このような文化芸術を取り巻く環境の変化を踏まえ、文化芸術の多様な価値の活用により、県民一人ひとりが豊かさを実感できる社会を実現できるよう、今後4年間の県の文化芸術振興の基本方針や施策の方向性等を定めるものです。

2 計画の性格

本計画は、山梨県文化芸術基本条例第25条に規定する「文化芸術の振興等に関する基本的な計画」として定めるとともに、文化芸術基本法第7条の2に規定する「地方文化芸術推進基本計画」として位置付けるものとします。

また、本計画は「山梨県総合計画」の部門計画として位置付けています。

なお、「やまなし文化立県戦略」については、本計画の内容として引き継ぐものとします。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年（2025年）度から令和10年（2028年）度までの4年間とします。

第2章 文化芸術を取り巻く環境

1 本県の文化芸術の現状

令和2年（2020年）策定の第1期文化芸術推進基本計画においては、「文化芸術の振興による豊かで活力ある地域社会の実現」を目指すべき姿として掲げ、「文化芸術が活力を生み出す地域づくり」、「県民誰もが文化芸術に親しめる環境づくり」、「山梨の文化芸術を育む人づくり」の3つの基本方針を掲げて、文化芸術を活用した地域の活性化、県民が日常的に文化芸術に親しむことのできる環境の整備、文化芸術を支える人材育成等を推進してきました。

令和5年（2023年）5月に実施した県政モニターアンケートによると、「文化芸術を実践している県民の割合」は58.3%、「県内の文化施設を月1回以上利用する県民の割合」は23.5%となっており、県民が文化芸術に日常的に親しむ様子がうかがえます。

一方、「山梨県の文化芸術を振興させるために大切なこと」を3つまで尋ねたところ、「子ども、青少年、高齢者、障がい者が文化芸術に親しむ機会の充実」（52.0%）が最も多く、次いで「文化芸術活動を担う人材や指導者の育成、団体支援」（44.7%）、「一流の音楽会や展覧会などの鑑賞機会の拡大」（31.3%）、「美術館、博物館、文化ホールなどの文化施設の整備・充実」（28.3%）、「県民の文化芸術活動に対する支援」（22.1%）となっています。

2 社会情勢の変化

○不確実性の時代の到来

私たちを取りまく状況は日々変化しており、その変化のスピードも上がっています。変化につれて複雑化・多様化が急速に進むこの社会のなかで、予測不可能で正解が一つではない困難な課題に対応するために、デザイン思考に基づいた、既存の枠にとらわれない新しい発想の持つ価値はこれまでになく高まっています。社会の変化に流されることなく、自ら新しいものを生み出し、柔軟に問題を解決していくためには、高い創造性が不可欠です。創造性を高めるには、多くの人や組織が、見えない答えを見出すデザインの力を活かして社会の課題だけでなく、身近な課題の解決に取り組むことが求められています。

○共生社会の実現に向けた社会的要請

人々の社会的なつながりが希薄となり、生活領域における支え合いの基盤が弱まっている現代社会では、地域の持続的な成長を実現するため、誰もが個性や能力を発揮でき、多様性を認め合う共生社会の実現が求められています。この共生社会の実現のために、あらゆる人たちが多様性を理解・尊重し、自分らしく活躍できる環境の整備をより進めなければなりません。また、今まで以上に多くの人々が文化芸術にかかわることで、文化の面からも多様性や相互理解を促進する必要があります。

○デジタル化の進展

新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、文化芸術の分野でも、急速なデジタル技術の進歩と普及が起きました。文化資源のデジタル化による活用や、メディア芸術の創造・発展により、文化芸術を日常生活のなかで身近に感じる新しい生活が実現しようとしています。このようなD Xの進展など、多様化する芸術文化の活動形態や表現形態に対応して、最先端のデジタル技術を駆使した新たな芸術分野に取り組むことが必要です。

○人口減少と少子高齢化

本県の出生数は平成 12 年（2000 年）の 8,268 人から減少が続き、令和 4 年（2022 年）には 4,759 人となり、少子化に歯止めがかかっていません。平成 12 年（2000 年）に 88.8 万人を数えた総人口も減少が続き、令和 5 年（2023 年）には 79.5 万人あまりとなりました。こうした人口減少によって、地域の文化芸術活動に参加する人やそれを支える担い手不足がより深刻になっています。

また、65 歳以上人口の割合は令和 6 年（2024 年）に 31.6%に達し、全国平均の 29.1%を大きく上回っています。令和 7 年（2025 年）には、いわゆる「団塊の世代」の方々が 75 歳以上となることから、高齢化が一層進行する見込みです。

このように人口減少と少子高齢化が急速に進むなか、社会の活力を維持するために、あらゆる世代の文化芸術活動への参加機会の確保や人材育成等の取り組みを強化し、文化芸術の力で地域の活動や交流を活性化していくことが必要です。

3 国の動向

国は、文化振興を起点として、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興へと再投資される好循環を創出することを目的として、令和 2 年（2020 年）、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（文化観光推進法）を制定しました。

令和 4 年（2022 年）に改正された博物館法では、博物館に求められる役割の多様化・高度化を踏まえ、博物館法と文化芸術基本法の関係が明記されたほか、博物館の事業に資料のデジタルアーカイブ化や、地域活力向上への寄与が加えられました。さらに博物館登録制度も見直され、登録対象が拡大されました。

令和 5 年（2023 年）には、文化芸術を取り巻く環境の変化や第 1 期基本計画期間の成果と課題をもとに「文化芸術推進基本計画（第 2 期）」が策定され、「ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進」、「文化資源の保存と活用の一層の促進」など 7 つの重点取組により、文化芸術と経済の好循環を実現することが改めて目標として掲げられました。

4 本県の文化的テロワールと文化芸術の創造環境

(1) 本県の文化的テロワール

文化的テロワールとは、文化を育む自然環境、風土の特徴、集団的経験値、歴史的特質、風土といった様々な環境と、それに対して加えられる人間の文化的営みとを、総体としてとらえる概念です。

本県は、富士山や南アルプス、八ヶ岳などの名峰に四方を囲まれる、我が国を代表する山岳県であるとともに、県土の約8割を森林が占める、全国有数の森林県です。さらに山地に降った雨は河川や伏流水となって人々の生活を支え、豊富な水に恵まれた「名水の地」として広く知られています。また扇状地が生み出すなだらかな斜面には果樹園が広がり、山々とともに本県特有の美しい景観を形成しています。こうした自然環境は、国内外に誇れる県民共有の貴重な財産であるとともに、多様な信仰や生業の基盤となって、さまざまな文化や産業を生み出す土壌ともなっています。

また本県は、世界文化遺産富士山をはじめ、さまざまな文化遺産に恵まれた土地です。「葡萄畑が織りなす風景」、「星降る中部高地の縄文世界」、「日本ワイン 140 年史」、「甲州の匠の源流・御嶽昇仙峡」の4つが日本遺産となり、また「峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システム」は、世界農業遺産にも認定されています。更に、国宝5件をはじめとする多くの文化財にも恵まれ、観光客の多くが、「名所・旧跡・歴史」や「文化・芸術」を目的としていることなどからも、本県の文化遺産の魅力やポテンシャルの高さがうかがえます。

こうした文化遺産が生み出された背景には、本県が歩んできた歴史が大きくかかわっています。縄文時代には、本県の各地に集落が成立し、中部高地から関東地方西部にかけて一体的な文化を育みました。この時期に独創的で奇抜な土器や土偶が作られています。戦国時代には武田氏が隆盛を誇り、江戸時代には将軍家やその側近の支配下に置かれ、幕府を支える重要な基盤となりました。また富士山に登る人々も多くなり、独自の信仰と文化が生み出されます。明治になると、実業家が都市部に進出して甲州財閥と呼ばれ、鉄道事業を軸に養蚕・製糸業やワイン醸造業、宝飾産業など、多様な産業や文化の発展を主導していきました。

長い歴史のなかで、主要な産業も大きく変化していきました。江戸時代には木綿・たばこ・桑の栽培が盛んでしたが、次第に果樹への転換が進みます。現在も伝わる13の伝統工芸（甲州水晶貴石細工・甲州手彫印章・甲州印伝・山梨貴宝石・西嶋手漉和紙・甲州雨畑硯・市川大門手漉和紙・甲州武者のぼり／鯉のぼり・富士勝山スズ竹細工・甲州鬼瓦・甲州大石紬織物・親子だるま・甲州花火）は、そうした時代の変化を乗り越え、守り伝えられてきました。現在、宝石産業や印章、印伝などは本県を代表する地場産業として全国的に知名度も高く、技術の伝承と研鑽が日々続けられています。

また、本県では、文化芸術団体等の主体的で活発な活動により文化振興が図られてきました。戦後まもない昭和23年（1948年）に、人々の心にやすらぎと希望を与えるこ

とを目的として、第1回「山梨県芸術祭」が開催されましたが、戦後の混乱した社会情勢の中での芸術祭の発足は、全国的に見てもまだあまり例を見ないものでした。また、発足から30年後の昭和53年には、文学、美術、音楽、演劇など10の部門が芸術祭に参加しており、参加部門の多さも全国的に希有なものでした。その後、平成13年（2001年）に「やまなし県民文化祭」へと改称されましたが、現在でも、県下最大の文化の祭典として、多くの県民の参加のもと、日頃の文化芸術活動の成果発表が行われています。

更に、今日では、地域に根付いた文化芸術活動等に加え、現代アートやメタバース、地場産品とアートのコラボやユニークベニューなど、先進的な取り組みも盛んに行われ、新たな価値の創出が図られています。

（２）文化芸術の創造環境

本県の自然環境も、文化に重要な影響を及ぼしています。富士山や南アルプス連峰、八ヶ岳など我が国を代表する山々が連なり、県内で3,700m以上の標高差があるため、複雑で豊かな自然環境が生み出されました。これらの山々の恵みでもある水は、時に洪水や渇水など人々の脅威ともなりましたが、今では人々の暮らしを豊かにする「名水の地」としてのブランドを確立しています。

山は人々を隔てるだけでなく、人々の交流の舞台ともなってきました。近隣の地域との活発な交流も、本県の歴史と文化を創り出してきた特徴のひとつです。近代以降、鉄道・道路の発達、東京など都市部との物理的な距離を縮めました。

更に、現代におけるデジタルツールの普及や通信環境の向上により、インターネットを介したリモートワークが普及するなど、遠く隔たった相手とも自由に意見を交わすことができるようになりました。

このような交通網・情報網の発達により、自分のスキルやアイデアを形にして価値を提供するクリエイターは、必ずしも都市部に居住しなくとも、創作活動に取り組める状況にあります。すでに最先端で活躍するクリエイターやアーティストが、富士五湖や八ヶ岳エリア周辺に移住する事例が少なくありません。

本県は、静謐な自然環境に恵まれ、創作活動に集中できる好環境にあり、東京から特急列車または中央自動車道を利用すれば1時間から2時間の距離にあることから、必要な場合、すぐに戻ることができる好立地にあります。

世界文化遺産富士山は、古来、「信仰の対象と芸術の源泉」としてクリエイターの想像力を刺激するとともに、国内外の多くの人々を惹きつけており、本県は、クリエイター達が集い、創作活動に最大のパフォーマンスを発揮できる適地として、今後ますます発展していくことが見込まれます。

5 主な課題

○デザイン思考を生かした社会課題の解決

私たちを取りまく状況は日々変化しており、その変化のスピードも上がっています。変化につれて複雑化・多様化が急速に進むこの社会のなかで、予測不可能で正解が一つではない困難な課題に対応するために、デザイン思考に基づいた、既存の枠にとらわれない新しい発想の持つ価値はこれまでになく高まっています。

近年、直面する社会課題にデザイン思考を導入し、発想の転換によって解決する手法が、ビジネスにも取り入れられつつあります。デザインの力を用いて、予測不可能で正解が一つではない困難な課題への柔軟な対応を可能にする必要があります。

➤「デザイン思考」による課題解決とは

利用者目線で物事の本質を見極め、自由な発想で課題解決のアイデアを示す「デザイン思考」により、社会課題の解決や地域の活性化を目指します。

➤山梨デザインセンター

本県が令和6年（2024年）に設置した「山梨デザインセンター」は、工業デザインだけでなく、地域デザインや政策デザインにも取り組む、新しい形の総合型の拠点施設で、全国初の美術館に附属するデザインセンターです。

ここでは、デザイン思考を持つ人材を育成するため、子どもから社会人までそれぞれの年代に応じた学びの機会を提供するとともに、デザイナーやアーティストのコミュニティ形成を図り、民間も巻き込み、県全域でイノベーションが創出される仕組みの構築を進めます。

○文化芸術が持つ社会的・経済的価値の活用

大規模な災害や感染症の流行後、地域の復興を支えた力の一つが文化芸術でした。文化芸術は人々の心を動かし、社会を動かす力を持つことを、私たちは改めて認識することになりました。文化芸術に親しむ人々が増えることで、社会全体が豊かとなり、文化芸術の継承・発展及び創造につながります。また文化芸術の持つ経済的価値を活用し、得られた人材や資金を文化芸術の振興のために投資することで、文化芸術の社会的・経済的価値をさらに高めることができます。こうした好循環を生み出し、地域を活性化させていく必要があります。

○地域特性を生かした文化創造

富士五湖や八ヶ岳エリアでは、全国からアーティストやクリエイターが集まり、地域の特性を生かした価値の集積が進みつつあります。こうした流れを加速させ、テキスタイルなどファッションをベースとした文化の醸成の可能性に満ちた富士・東部エリア、

個性的な美術館やアトリエが数多く集積する八ヶ岳エリアなど、県内各地域の特性を生かした価値の集積を進め、県全体の文化の創造を進める必要があります。

○県民参画による文化芸術活動の促進

山梨で生まれ、育まれてきた文化芸術が更に発展的に創造・継承され、創作活動や鑑賞活動の主体となる県民の参画の下、文化芸術活動が活発に展開されていくためには、県民に文化芸術活動の鑑賞や発表の機会を提供するとともに、活動への参加と交流を促進する必要があります。

また、障害のある方が心豊かに生きがいをもって生活できるようにするとともに、その表現や創造の過程に多くの県民が触れることで、多様性を尊重し他者との相互理解を深める共生社会の実現につなげられるよう、文化芸術活動を通した障害のある方の自己実現・自己表現を支援する必要があります。

○文化財の適切な継承と保存による地域活性化

本県には有形・無形の多様な文化財が存在しています。地域で守り伝えられてきた文化財を次世代に継承していくため、文化財の性質に即した適切な保存措置が講じられるよう、地域における計画的な文化財の保存と活用の取り組みを支援していく必要があります。また、文化財の更なる活用を推進するため、観光活用によるそれぞれの地域の賑わいの創出や活性化に取り組む必要があります。

第3章 目指すべきビジョン

文化芸術による豊かさを実感できるやまなし

文化芸術は、豊かな人間性や想像力を育み、新たな価値の創造を促すとともに、生涯を通じて、文化芸術にふれあい親しむ機会があることで人生が豊かになり、地域の活性化にもつながります。

このため、地域の文化資源の保存・活用の推進や県民生活に根ざした文化芸術活動の振興を図るとともに、クリエイターが創作活動しやすい環境づくりを進め、文化芸術による新たな価値を創出していくことで、「文化芸術による豊かさを実感できるやまなし」の実現を目指します。

第4章 基本方針と施策の柱

「文化芸術による豊かさを実感できるやまなし」の実現に向けて、「基本方針」と「施策の柱」を次のとおりとします。

また、施策体系図を以下のとおりとし、主な取り組みを12ページ以降にまとめました。

【基本方針1】文化芸術による新たな価値の創出

デザインの力を活用して、地域が持つ資源や産業技術、人材を効果的に組み合わせ、これまで以上に価値を高めていく取り組みや、美術館が持つ情報や知見の活用により、社会的・経済的な価値の創出を図ります。

また、地場産品とアートのコラボやユニークベニューなどによる新たな価値の創出、やまなしの食の魅力の発信やブランド価値の向上などに取り組めます。

【施策の柱】

- (1) 「デザイン先進県」の構築
- (2) 価値の創造拠点としての県立美術館の確立
- (3) 文化芸術が持つ社会的・経済的価値の活用
- (4) 美食文化の展開

【基本方針2】クリエイターが創作活動しやすい環境づくり

新たな視点や多様な価値観により、本県ならではの新しい文化芸術が創造されるとともに、生み出される交流が地域に賑わいをもたらすよう、国内外で活躍するクリエイターが県内で創作活動に円滑に取り組める環境づくりを進めます。

【施策の柱】

- (1) クリエイターの拠点整備と活動支援
- (2) 地域特性を生かした文化創造

【基本方針3】県民生活に根ざした文化芸術活動の振興

県民参画による文化芸術活動の促進を図るとともに、生活に根ざした文化芸術活動や新たな創作活動が活発に行われ、日常的に文化芸術を楽しめる環境を整備します。

また、次代の文化芸術を担う人材を育成するため、子どもたちが地域や学校、文化施設などで文化芸術にふれあい親しむ機会の充実を図ります。

【施策の柱】

- (1) 県民参画による文化芸術活動の促進
- (2) 次代の文化芸術を担う人材育成
- (3) 文化芸術に親しむ機会の創出

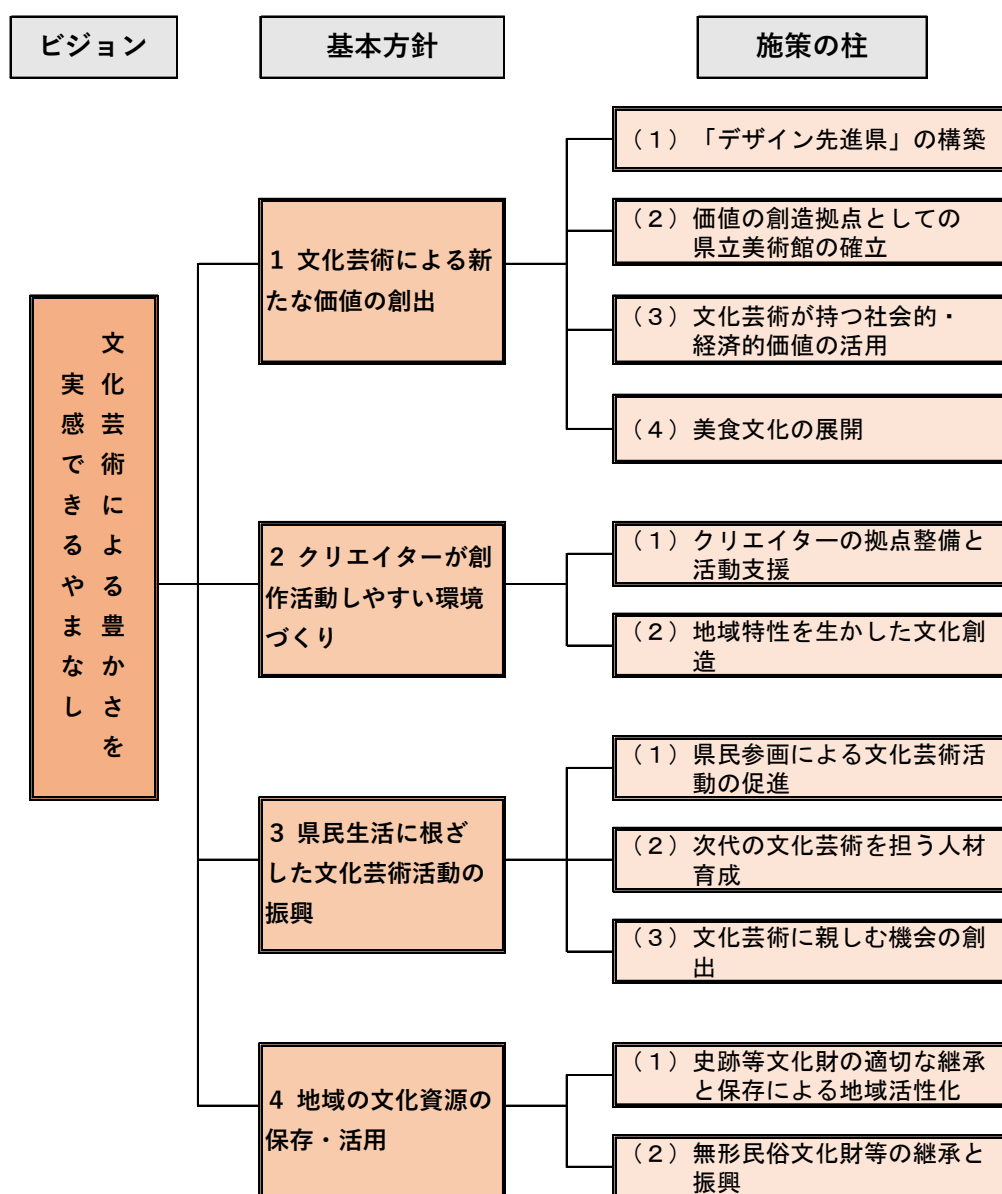
【基本方針4】地域の文化資源の保存・活用

県内各地の文化財を適切に保存・継承するとともに、その魅力を観光資源として活用し、地域活性化を進めます。

【施策の柱】

- (1) 史跡等文化財の適切な継承と保存による地域活性化
- (2) 無形民俗文化財等の継承と振興

(施策体系図)



基本方針１ 文化芸術による新たな価値の創出

（１）「デザイン先進県」の構築

県立美術館附属「山梨デザインセンター」を、デザイン思考を県内に波及させていくハブとし、デザインの力で各産業の高付加価値化を推進するとともに、デザイン思考を活用した政策形成により、地域の活性化や社会課題の解決を図ります。

美術大学等の様々な機関と連携しながら県職員及び県内企業人材、児童・生徒・学生のデザインリテラシーを育成するとともに、デザイナー等のコミュニティ形成を図り、企業など民間も巻き込んで、県全域で新たな価値が自律的に創出される仕組みを構築します。

【主な取り組み】

- 文化的テロワールの言語化と活用
- 行政の施策にデザインの視点を取り入れる「政策デザイン」を推進
- 地域の課題やニーズにデザインの手法で取り組み、地域振興のための事業を支援
- 企業の商品開発やプロモーション活動への支援
- 県内企業人材や学生のデザインリテラシーを向上させるための学びの機会を提供
- 児童・生徒が、デザインの力を生かして身近な課題の解決に取り組むことができるよう、教育現場と連携して、デザイン思考を学ぶ機会を提供
- デザイナー等のネットワークを構築し、政策立案への助言や地域アイデンティティの創出などに活用
- デザイン性に優れた製品やデザインを活用した取り組み等を県内外に紹介・発信



デザイナーやクリエイターが交流の場として活用できるコミュニティスペース



「山梨デザインセンター」外観

基本方針１ 文化芸術による新たな価値の創出

（２）価値の創造拠点としての県立美術館の確立

開館 50 周年となる令和 10 年（2028 年）度を目指し、ミレーの美術館だけにとどまらない「新たな価値の創造拠点」へと進化させるため、美術館が従来持つ文化的価値に加え、社会的・経済的な価値の創出を図ります。そのために策定された「新たな価値を生み出す山梨県立美術館ビジョン」の 5 つの取り組みの柱である、「特色あるコレクションの成長」、「情報・知見活用による価値創出の強化」、「五感に響く美的体験の提供」、「『集い』、『出会う』場としての機能強化」、「成長を実現する体制の整備」を図ります。

その具体的な取り組みとして、最先端デジタル技術を活用した鑑賞機会の提供やレストランなど館内施設におけるアートの世界感の演出に取り組むとともに、「デザイン」を美術と日常の間にある考え方の総体と位置付けた活動を行います。

【主な取り組み】

- 新たな価値を生み出す美術館ビジョンの具現化
- 美術館と協働した現代美術作家の作品収集を検討するなど、より独自性の高いコレクションへの成長を促進
- デジタル技術の活用により新たな鑑賞機会やコンテンツを提供
- 若手アーティストの支援
- 県立美術館附属デザインセンターの設置・運営
- レストランなど館内施設におけるアートの世界感の演出



「ミレーと 4 人の現代作家たち -種にはじまる世界のかたち- 開館 45 周年記念」



山梨県立美術館 レストラン
(アール・ブリュットも楽しめる店内)

基本方針１ 文化芸術による新たな価値の創出

（３）文化芸術が持つ社会的・経済的価値の活用

文化芸術が持つ、豊かな人間性を涵養するなどの本質的な価値のみならず、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するなどの社会的・経済的価値に着目し、その価値を最大限に発揮させ、活用することにより、地域活性化につなげていきます。

【主な取り組み】

- 地場産品とアートのコラボによる新たな価値の創出や地域の魅力発信
- 文化施設や文化財等の特別感や地域特性を演出できるユニークベニュー等による新たな価値の創出
- 美術館等の文化施設を核とした文化観光の推進
- 地場産品の商品開発や販路拡大への支援
- 歴史・文化など地域の特性に応じたツーリズムの推進
- 県内各地の文化資源の価値や魅力の再発見と国内外への発信
- 多様な文化芸術のデジタルアーカイブ化の推進
- ふるさと納税やクラウドファンディングなどを活用した地域の文化芸術活動への支援の促進



フジテキスタイルウィーク



やまなしジュエリーウィーク
プロダクトファッションショー

基本方針１ 文化芸術による新たな価値の創出

（４）美食文化の展開

山梨ならではの美食文化の下、多彩な料理店が集積し、美食を味わう感動体験を求める人々で満ち、その活気がビジネス・チャンスを生み出す「グルマン・エコノミー（美食経済）」で賑わう地域を目指します。そのため、質の高い飲食店の集積や若手料理人の育成の支援、地理的表示制度の活用・発信を通じた山梨ガストロノミーを展開します。また、次世代へ継承すべき山梨県の食文化の磨き上げに加え、ジビエ等の県産食材の魅力を訴求し、山梨の食ブランドの向上を図ります。

【主な取り組み】

- 「美酒・美食王国プロジェクト」の推進
- 「やまなしグルマン・エコノミー会議」の開催
- やまなしの食の魅力の国内外への発信とブランド価値の向上
- 美食産業集積支援及び若手料理人の育成支援
- 県産食材の輸出促進による消費拡大の推進
- 「やまなしの食」として認定された郷土食等の次世代への継承



やまなしグルマン・エコノミー会議



技術向上セミナー

基本方針２ クリエイターが創作活動しやすい環境づくり

（１）クリエイターの拠点整備と活動支援

新たな視点や多様な価値観により、本県ならではの新しい文化芸術が創造されるとともに、生み出される交流が地域に賑わいをもたらすよう、国内外で活躍するクリエイターが県内で創作活動に円滑に取り組める拠点づくりを推進します。

また、本県がクリエイターのキャリア形成の場として定着していくよう取り組みを進め、国内外のクリエイターが集い、交流によるシナジー効果の発揮により新たな文化芸術的価値が生み出される好循環を創出します。

【主な取り組み】

- やまなしメディア芸術アワードの実施によるクリエイター等のキャリア形成、創作活動の契機づくり
- 官、民、芸、学等の多様な主体によるネットワークの強化による文化芸術の創造拠点の形成を推進
- クリエイター等のプラットフォームとなる「ヤマナシクリエイターズリンク」による創作活動支援やキャリアサポート
- 「富士五湖グローバル・ビレッジコンソーシアム」による若い世代を中心とした学術・芸術活動の拠点の創出
- 魅力的な自然景観や文化財等を活用しながら、パフォーミングアーツを一層推進
- 山梨県の文化芸術活動や文化芸術活動への助成金等の情報発信



クリエイターズリンク
ロゴ・マーク



アーティスト・イン・レジデンスに関する
ラウンドテーブルミーティング

基本方針2 クリエイターが創作活動しやすい環境づくり

(2) 地域特性を生かした文化創造

富士五湖や八ヶ岳エリアにおける「アートシティ構想」を具現化し、全国から気鋭の芸術家や音楽家が集まり、世界に飛躍する「アートシティ」へと発展させるため、芸術祭や音楽祭の開催支援や、若手の芸術家・音楽家のための創作活動の場に関するアーツコンシェルジュの役割を担うとともに、多様かつ独創性の高い作品を顕彰するコンテストを開催し、クリエイターのキャリア形成の場を整備します。

こうした、各地域の特性を生かした価値の集積により、県全体の新たな文化の創造を進めます。

【主な取り組み】

- やまなしメディア芸術アワードの実施によるクリエイター等のキャリア形成、創作活動の契機づくり【再掲】
- 官、民、芸、学等の多様な主体によるネットワークの強化による文化芸術の創造拠点の形成を推進【再掲】
- クリエイター等のプラットフォームとなる「ヤマナシクリエイターズリンク」による創作活動支援やキャリアサポート【再掲】
- 「富士五湖グローバル・ビレッジコンソーシアム」や「富士五湖自然首都圏フォーラム・アートシティ富士五湖ワーキンググループ」による若い世代を中心とした国際的なアートイベントの実施や芸術家の育成
- 山梨ならではの特色ある地域資源を活かした新たな文化観光資源の創出



やまなしメディア芸術アワード
ラーニング ワークショップ



やまなしメディア芸術アワード

基本方針３ 県民生活に根ざした文化芸術活動の振興

（１）県民参画による文化芸術活動の促進

文化芸術の振興による豊かで活力ある地域社会を実現するため、県民総参加による「やまなし県民文化祭」の開催を支援するなど、県民に文化芸術活動の鑑賞や発表の機会を提供するとともに、活動への参加と交流を促進します。

また、障害のある方が心豊かに生きがいをもって生活できるようにするとともに、その表現や創造の過程に多くの県民が触れることで、多様性を尊重し他者との相互理解を深める共生社会の実現につなげられるよう、文化芸術活動を通じた障害のある方の自己実現・自己表現を支援します。

【主な取り組み】

- やまなし県民文化祭の実施により、あらゆる世代に文化芸術に触れる機会を提供
- 県民文化ホールの管理・運営を通じ、県民に文化芸術活動の鑑賞や発表の機会を提供
- 山梨県芸術文化協会が県内の学校等で実施する「芸術劇場」、「指導者派遣」への支援
- 「障害者文化芸術フェスティバル」の開催による鑑賞・創造・発表の機会の確保
- 文化芸術活動に関する相談体制の整備や人材育成による、アール・ブリュット作品を含めた芸術上価値の高い作品への支援
- 文化芸術活動を通じた障害のある方とない方の交流、障害者理解の促進
- 高齢者の文化芸術活動に参加する機会の充実
- 青少年の創作活動への参加促進と発表機会の充実
- 県民の文化芸術への関心と理解の向上を図るため、毎年 11 月の「やまなし文化芸術推進月間」において、多くの県民に文化芸術に親しむ機会を提供



やまなしジュニアオーケストラ
(県民文化ホール)



山梨県芸術文化協会「山梨芸術劇場」

基本方針３ 県民生活に根ざした文化芸術活動の振興

（２）次代の文化芸術を担う人材育成

次代の文化芸術を担う人材を育成するため、子どもたちが地域や学校、文化施設などで文化芸術に触れる機会の充実を図るとともに、地域固有の文化芸術を次世代へ継承するため、子どもたちが地域の伝統文化を学び体験する機会を提供します。

また、文化芸術の担い手となる子どもたちが感性を磨き、創造力を豊かなものにすることができるよう、学校教育における文化芸術に関する活動の充実を推進します。

更に、文化芸術分野で高い興味関心を有する子どもたちの可能性を一層引き出すため、学びを深めることができる場を提供します。

加えて、次世代のアーティストを育成するため、美術・芸術系大学との連携や子どもたちと若手アーティストとの交流機会の創出を図るとともに、文化芸術における国際交流を促進します。

【主な取り組み】

- 県立美術館における多様な芸術の鑑賞体験や創作活動を通じた創造性や自己肯定感を高めるプログラム、障害の有無等を超えて誰もが文化芸術に触れる機会の提供
- 子どもたちが郷土の文化財への関心と愛着を深めるため、県立博物館による地域の歴史・行事の体験プログラムや、県立考古博物館による土偶・縄文土器などの製作体験プログラムを実施
- 若い世代の文学への関心を高めるため、県立文学館による文学創作の機会の提供
- 県民文化ホールによる子どもたちを対象としたパフォーミングアーツの鑑賞事業や体験型事業の実施
- 地域の歴史や文化への理解を深めるため、山梨県生涯学習推進センターによる山梨の歴史・文化・自然等を学べる機会の提供
- 文化芸術活動のすそ野を広げるため、やまなし県民文化祭での子どもたちへの多様な文化芸術の体験機会の提供
- 子どもたちの感性と想像力を育成し、舞台芸術に対する理解を深めるため、優れた芸術家の生の演奏・演技に触れる機会を提供
- 子どもたちの文化芸術への興味・関心を深めるため、学校等への指導者派遣を実施
- 未来のステージアートを担う人材を育成するため、演劇・舞台技術等の講習会を開催
- 高等学校における文化・芸術を通じた地域連携活動、地域の伝統文化体験活動によるキャリア教育の支援を実施

- 文化芸術を通じて生徒たちの創造性を育成し、相互の理解を深めるため、高等学校芸術文化祭の開催を支援
- 小中学校の総合的な学習の時間等において、地域固有の民俗芸能などの体験授業を実施
- 学校での芸術教科の特性を生かし、表現活動や鑑賞活動を通して、文化芸術についての理解を深め、創造的な表現力と発信力を育成
- 地域や学校において、世界文化遺産や伝統・文化ならびに新たな文化の創造に関する活動を推進するとともに、それらに参加・発表する機会を確保
- 学校での各教科等の授業や部活動において、地域の優れた芸術家や文化活動の指導者、文化財保護に携わる人々等と教員が協力して指導する取り組みを推進
- 次世代アーティスト育成のため、メディア・テクノロジーに触れながら新しい表現を探究していくワークショップを開催
- 可能性を有する児童・生徒の能力を更に高める機会を創出するため、文化芸術分野に関するワークショップなどを開催する「甲斐人の一撃」事業を実施
- 若い世代を中心としたアートイベントの開催や文化芸術による国際交流の実施
- 本県の文化芸術の向上、発展に貢献した人や団体の功績をたたえるための顕彰の実施
- 文化施設の運営や文化芸術イベントの開催等を支援するボランティアの活用と育成
- 文化芸術に関するイベントや助成金などの情報の収集と提供
- 国際的な視野の拡大やスキル・知識の向上を図るとともに、異なる環境での挑戦を通じて自己成長を促すため、若手アーティスト等を海外へ派遣



みんなでつくる美術館（みなび）
ワークショップ



山梨県芸術文化協会「指導者派遣事業」



高等学校舞台技術講習会（県民文化ホール）

基本方針３ 県民生活に根ざした文化芸術活動の振興

（３）文化芸術に親しむ機会の創出

県立美術館などの文化施設等において各館の特色を生かした展示の実施など、文化芸術に触れる機会の一層の充実を図ることで、県民誰もが文化芸術に親しめる環境づくりに取り組みます。

また、県民が、日常生活の中で自主的に文化芸術に親しむ心を育むため、県民の文化芸術についての関心と理解を深めるとともに、生涯にわたり文化芸術活動にその能力を十分に発揮できるよう、文化芸術に関する学習の機会等の提供を推進します。

【主な取り組み】

- やまなし県民文化祭の実施により、あらゆる世代に文化芸術に触れる機会を提供【再掲】
- 県立４館（美術館・文学館・博物館・考古博物館）の特色を十分に生かした企画展などの開催等
- 県立４館における資料等のデジタル・アーカイブ化の推進
- 県立４館の適切な展観環境及び資料保存環境の充実
- 県民文化ホールによる優れた舞台芸術の鑑賞事業の提供
- 図書館や科学館など県立文化施設において魅力ある展示や優れたプログラムを実施し、文化芸術に関する学習や体験の機会を提供
- 県立文化施設の相互連携による施設の活用
- 県内各地の文化施設、観光施設等の連携や協働の促進
- 芸術家や文化芸術活動の実践者が、練習や創作等に文化施設を利用しやすい環境づくりの推進
- ネーミングライツの活用等による文化施設サービスの維持・向上
- 文化芸術について学習情報の提供を行うとともに、生涯学習推進センター等において県民が学べる講座を開催するなど、文化芸術に関する学習を推進
- 本県固有の文化芸術について県民が学ぶ機会を積極的に提供
- 世界文化遺産富士山について、県民がその歴史や文化的価値を学ぶ取り組みを推進



対話する鑑賞会「アートでトーク」
(県立美術館)



企画展「金子兜太展」(県立文学館)



企画展「どうぶつ百景」
ギャラリートーク (県立博物館)



常設展「重要文化財：殿林遺跡出土
深鉢形土器」(県立考古博物館)

基本方針4 地域の文化資源の保存・活用

(1) 史跡等文化財の適切な継承と保存による地域活性化

史跡等文化財を次世代へ確実に継承するため、国や市町村と連携しながら山梨県らしい価値を持つ文化財の状況を把握し、計画的な調査、指定、整備を推進するとともに、それぞれの地域で観光活用を進め、地域の賑わいを創出します。

また、地域の多くの人の参加により文化財の保存・活用を図り、まちづくりなど地域振興への活用を促進するため、県と市町村が協力関係を構築する中で、より多くの市町村において文化財保存活用地域計画が策定されることを目指し支援します。

【主な取り組み】

- 文化財の総合的な保存活用のため、保存活用計画の策定と整備を推進
- 国や市町村と連携しながら山梨県らしい文化財指定を推進
- 県内の文化財の状況を把握し、適切な保存活用のための調査や整備を推進
- 史跡甲府城跡などの文化財の本質的価値と環境を保全
- 文化財と、観光・まちづくりの連携による個性ある地域づくりを展開
- 埋蔵文化財の保護とふるさと山梨の文化の向上のため、展示、体験授業、講座、イベントを実施
- 世界文化遺産富士山の文化的価値の発信や景観の保全を推進
- 世界農業遺産や日本遺産に代表される県内各地の文化資源や自然景観・文化的景観を守るとともに、それらを活かした地域づくりを推進
- 自然景観・文化的景観の継承のため、豊かな森林や農村景観等の資産を守り、次代に引き継いでいくための取り組みを推進



甲州名産枯露柿と国指定重要文化財
旧高野家住宅（甘草屋敷）



世界文化遺産富士山と史跡甲府城跡

基本方針 4 地域の文化資源の保存・活用

(2) 無形民俗文化財等の継承と振興

市町村や文化芸術団体等と連携し、本県固有の無形民俗文化財等に対する県民の関心と理解を深め、親しむ機会を提供することなどにより、地域の文化資源を保護、継承していく機運の醸成を推進します。

また、担い手自身が、地域住民や観光客などと地域の文化資源の価値を広く共有できるよう、文化芸術活動における「伝える力」や「稼ぐ力」の向上支援に取り組みます。

【主な取り組み】

- 無形民俗文化財の継承への意欲を高め後継者の育成に繋げるため、民俗芸能団体等の活動機会の提供を促進
- 地域における計画的な文化財の保存と活用の取り組みを支援
- 無形民俗文化財の発表機会の確保・活動を顕彰
- 県内各地域固有の歴史や文化、人々の体験などを記録・収集し、保存、活用
- 無形民俗文化財で用いられる道具の修理や、後継者の育成、保存・継承のための記録に係る取り組みを支援
- クラウドファンディングなど新たな資金調達の手法についての情報共有
- 有形・無形の様々な文化財の保存・活用について、市町村担当者会議を開催し、各地域での創意工夫ある取り組みや課題の共有を促進



国指定 重要無形民俗文化財
天津司舞



県指定 無形民俗文化財
追分の人形芝居

デザイン先進県実現に向け 『山梨デザインセンター』始動

令和6年（2024年）11月20日、社会課題の解決や地域の活性化につながる新たな拠点として、県立美術館附属「山梨デザインセンター」を開設しました。

デザインセンターでは、多摩美術大学美術学部統合デザイン学科の永井一史教授をチーフデザインオフィサー（CDO）にお招きし、深澤直人氏、柴田文江氏、林千晶氏の3名のデザインディレクターと共に、山梨のあらゆる資源をデザインで結び付け、新しい価値を生み出していきます。



CDO兼センター長
永井 一史氏



デザインディレクター
深澤 直人氏



デザインディレクター
柴田 文江氏



デザインディレクター
林 千晶氏

オープニングセレモニーでは、主催者である知事や美術館長の挨拶、4名のトークセッションなどが行なわれ、100人の参加者とともに、デザイン先進県を目指す本県の新たな第一歩を盛大に飾りました。



山梨デザインセンターは、工業デザインにとどまらず、政策デザインや地域デザインにも取り組んでいく、全く新しい形の拠点です。

利用者目線で物事の本質を見極め、自由な発想で課題解決のアイデアを示す「デザイン思考」により、社会課題の解決や地域の活性化を目指します。

また、子供から社会人まで、幅広い世代でデザイン思考を持つ人材を育成するため、それぞれの年代に応じた学びの機会を提供していきます。

さらに、デザイナーやクリエイターのネットワーク作りの拠点として機能させながら、県民の皆さんも巻き込んで新たな価値が次々と生まれる場を目指します。

本県では、アートとテクノロジーが融合した新しい芸術分野、いわゆるメディア芸術に関連する取り組みに力を入れています。

令和3年（2021年）度からは、新しい芸術分野に挑戦するアーティストの活動を支援するため、「やまなしメディア芸術アワード」を開催しており、若手の登竜門として注目を集めているほか、本アワード以降も参加したアーティストが県内で活動を行うなど、アーティストのネットワークが強化しています。



やまなしメディア芸術
アワード 入選作品展



また令和4年（2022年）度より開始した山梨県メタバースギャラリーでは、気鋭のアーティストによるデジタルアートやインスタレーション等新制作作品展示を行い、国内外のあらゆる場所から、誰もが新たな芸術に触れられる機会を提供しています。

山梨県メタバースギャラリー
「まだ溶けていないほうの山梨県美」展

更に、ふるさと納税制度を活用した文化芸術振興事業スキームも始めています。このスキームは、本県の文化芸術振興事業に携わったアーティスト等により生み出されたコンテンツを返礼品とし、その寄附金を芸術家の創作活動・育成支援などに繋げていく循環型のスキームです。

返礼品の第一弾として、先のメタバースギャラリーで展示を行ったアーティストによるNFTアート作品を出品し、その趣旨に賛同いただいた方々から続々と寄附が集まりました。

メディア芸術の取り組みを通じて、国内外から気鋭のアーティストが集い、交わり、新たな価値が創造されていく山梨を目指しています。



【山梨県】NFT道祖神シリーズ
(キャンバス作品+NFT)仮想と...

NFTアートとキャンバス
作品のふるさと納税
返礼品

「やまなし県民文化祭」は、県民総参加による「くらしに文化が根付くやまなし」の実現を目指し、平成13年（2001年）度から毎年度開催しているものです。県民の皆様に鑑賞や発表の機会を提供するため、文学、音楽など全部で19の部門が県内各地で通年に渡って、文化芸術イベントを実施しています。



○総合フェスティバル（舞台部門）
多彩な部門の舞台関係者が、それぞれの活動ジャンルを超えて結集し、県民文化祭のため、総力を挙げて一日限りの舞台を創り上げました。

○総合フェスティバル（展示部門）
美術・書道・華道・写真・フラワーデザイン・ハンドクラフトの計6部門の県内代表作家が一堂に会し、ジャンルを超えた展示会を開催いたしました。



○体験型イベント
各部門で県民の皆様から申し込みいただき、体験教室、ワークショップを開催。好評をいただいております。

今から約 16,000 年前から約 3,000 年前にかけて、1 万年以上続いたとされる「縄文時代」。その中でも約 5,000 年前の縄文時代中期は、山梨県と長野県にまたがる八ヶ岳を中心とした中部高地には縄文文化が栄えていたと言われています。

このエリアの縄文遺跡から出土するヒトや森に生きる動物を描いた土器やヴィーナス土偶を見ると、縄文人の高い芸術性に驚かされ、黒曜石や山の幸に恵まれて繁栄した縄文人を身近に感じることができます。



《縄文人が残した土器や土偶》

山梨・長野両県における黒曜石を通した物流と交流によって培われた我が国の縄文文化を代表する遺跡や土器・土偶といった構成文化財が評価され、「星降る中部高地の縄文世界—数千年を遡る黒曜石鉱山と縄文人に会う旅—」が平成 30 年（2018 年）度に日本遺産に認定されました。

史跡梅之木遺跡公園（北杜市明野町）には、全国的に大変珍しい縄文人が生活路として使用したと考えられる道が整備されています。また、土屋根の竪穴住居が市民ボランティアの手により復元されており、竪穴住居での宿泊を伴う本格的な縄文体験ツアーも楽しむことができます。



《梅之木遺跡の復元竪穴住居》



梅之木遺跡周辺は光害が少なく、きれいな星空を眺めることができるので、縄文人が見上げた星空に思いを馳せるのも一興です。

第5章 計画の推進体制等

1 推進体制

本計画の推進に当たっては、県の関係所属及び県立文化施設等が連携し、施策を総合的かつ計画的に推進します。

本県の文化芸術を推進する施策に関しては、代表的な関係所属で構成される「山梨県文化芸術推進庁内連絡会議」により部局横断的な連携を行い、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境等の関連分野と有機的な連携が図れるよう取り組みを進めます。

2 計画の目標

本県の文化芸術の振興に関して、その施策の実施における効果を計るため、基本方針ごとに次のとおり目標を定め、目標年度を令和10年（2028年）度とし、その達成に向けて本計画の推進を図ります。

基本方針	成果指標	基準値	目標値
1 文化芸術による新たな価値の創出	デザインリテラシーの高い人材が、広く県内に育成されている。	—	デザインリテラシーの高い人材が、広く県内に育成されている。
	デジタル技術の活用や五感に響く美的体験の提供など、新たな価値を生み出す美術館ビジョンに示された取り組みが進められている。	—	デジタル技術の活用や五感に響く美的体験の提供など、新たな価値を生み出す美術館ビジョンに示された取り組みが進められている。
2 クリエイターが創作活動しやすい環境づくり	山梨メディア芸術アワード応募数	279 件(R 4)	300 件
	ヤマナシクリエイターズリンク相談等件数	108 件(R 4)	240 件
3 県民生活に根ざした文化芸術活動の振興	県民文化祭部門別フェスティバルへの出演・出品者数	3,072 人(R 4)	6,890 人
	県立 4 館の利用者数	491,466 人(R 4)	638,868 人

基本方針	成果指標	基準値	目標値
4 地域の文化資源の保存・活用	文化財保存活用地域計画策定市町村数	4 市(R 4)	10 市町村
	民俗文化財が複数活動再開しており、活動の場も多様に展開しており、地域経済・観光振興に資するものとなっている。	活動停止や再開不能な民俗文化財が複数存在しており、新規指定の民俗文化財も少ない状況。	民俗文化財が複数活動再開しており、活動の場も多様に展開しており、地域経済・観光振興に資するものとなっている。

3 進行管理

本計画を着実に推進するため、本計画に掲げる施策の取組状況や進捗状況について、進行管理及び評価を行います。

評価については、「山梨県文化芸術推進庁内連絡会議」で毎年度実施するとともに、有識者等で構成する「山梨県文化芸術推進会議」から客観的・専門的な観点からの意見を聴取します。

また、社会情勢の変化等を踏まえ、本計画の内容を必要に応じて見直すこととし、目指すべきビジョンの実現に向けて文化芸術の振興を図ります。

資料編

- 1 山梨県文化芸術基本条例
- 2 山梨県文化芸術推進会議開催要綱
- 3 山梨県文化芸術推進会議委員
- 4 山梨県内の指定等文化財件数

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 文化芸術の振興等に関する基本的施策（第九条―第二十四条）

第三章 推進体制等（第二十五条・第二十六条）

附則

文化芸術は、人々の高度な精神活動の産物であり、文化芸術活動は、人が自己の可能性を最大限に発揮して自分らしく豊かに生きるために極めて大切なものといえる。

また、異なる価値観を持つ個人から成る多様な社会において、文化芸術は、人々の相互理解をもたらし、人と人とをつなぐ架け橋となり、和やかで潤いのある社会生活を実現するために重要なよりどころとなるものである。

私たちが暮らす山梨県は、富士山、八ヶ岳、南アルプスなどの山々と恵み豊かな森林を擁し、自然が織りなす四季折々の風景の移り変わりの中、悠久の歴史を紡いできた。

私たちの先人は、急峻な地形にみられる山岳県としての地理的特性や、寒暖差が大きい内陸性の気候などの厳しい環境条件を勤勉さと独創性によって克服し、生業を営み、ワイン産業、水晶宝飾産業、織物産業その他の地域産業を興し、たくましく山梨に息づいてきた。本県が誇る果樹農業は人々の暮らしに潤いを与える文化的景観を創り出し、山梨の風土と人々の営為とが相まって、貴重な文化財や地域に根ざした伝統文化など本県特有の文化芸術が育まれ、今に至るまで脈々と受け継がれてきている。

近代以後、本県は交通網の整備とともに大きく発展を遂げてきた。明治期における中央線の開通、昭和期における中央自動車道の開通は、人々の動きを変え、産業構造を変革し、県民の意識や行動にも影響を与えずにはおかなかった。

このような潮流の中、リニア中央新幹線は、二十一世紀にふさわしい新たな国土軸として人々のグローバルな交流を飛躍的に拡大させ、山梨の文化芸術の魅力を広く国内外へ発信する好機や、文化芸術そのものが更なる進歩発展を遂げる契機をもたらすものと期待されている。

本県を取り巻くこのような状況を踏まえ、今こそ私たちは、山梨の優れた文化芸術の更なる高みを目指して邁進し、全ての県民が心豊かな生涯を過ごすことができる活力にあふれた地域社会を作り上げていく必要がある。

私たち山梨県民は、ここに、先人たちが創り上げ、守り、伝えてきた山梨の文化芸術に誇りを持ち、その更なる発展のために自らも一翼を担い、これをかけがえのない資産として次代に継承するとともに、県民誰もが等しく文化芸術を享受することができる、文化的な品格に満ちた山梨県を実現することを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文化芸術の振興及び文化芸術により生み出される価値の活用（以下「文化芸術の振興等」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化芸術の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現並びに県経済の活性化に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術の振興等は、県民が文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）の主体であるという認識の下に、その自主性が十分に尊重されることを旨として行われなければならない。

2 文化芸術の振興等は、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重され、その能力が十分に発揮されることを旨として行われなければならない。

3 文化芸術の振興等は、文化芸術を創造し、及び享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民がその年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境を整備することを旨として行われなければならない。

4 文化芸術の振興等は、文化芸術の多様性が尊重されるとともに、その多様性に応じた保護及び発展が図られることを旨として行われなければならない。

5 文化芸術の振興等は、文化芸術に対する県民の関心と理解が深められること、県民が本県の自然、歴史及び風土に培われてきた特色ある文化芸術（以下「山梨の文化芸術」という。）に誇りと愛着を持つことができるようにすること並びに県民の他の地域の文化芸術を尊重する心の涵養^{かんよう}が図られることを旨として行われなければならない。

6 文化芸術の振興等は、山梨の文化芸術の魅力が広く国内外へ有効に発信されるとともに、文化芸術を通じて人々の活発な交流が図られることを旨として行われなければならない。

7 文化芸術の振興等に当たっては、県民、文化芸術活動を行う者及び団体（第五条及び第二十二条において「文化芸術団体等」という。）、事業者、学校等（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、児童福祉施設等をいう。）を設置し、又は管理する者（第七条において「学校等の設置者等」という。）、市町村並びに県の連携及び協力が図られるよう配慮されなければならない。

8 文化芸術の振興等に当たっては、文化芸術により生み出される多様な価値を地域の活力の向上及び経済の活性化に生かすことを旨として、文化芸術の固有の意義及び価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境その他の分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術の振興等は、山梨の文化芸術が、県民共通の資産として生まれ、後世に引き継がれることを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の役割)

第四条 県民は、基本理念にのっとり、文化芸術についての関心と理解を深めるとともに、自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(文化芸術団体等の役割)

第五条 文化芸術団体等は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、文化芸術についての関心と理解を深めるとともに、その事業活動における文化芸術活動への参画又は支援を通じて、文化芸術の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(学校等の設置者等の役割)

第七条 学校等の設置者等は、基本理念にのっとり、子どもが感性を磨き、及び創造力を豊かなものにすることができるとともに、山梨の文化芸術に誇りと愛着を持つことができるよう、文化芸術に親しむことができる機会の充実に努めるものとする。

(市町村との連携等)

第八条 県は、市町村が地域の文化芸術の振興等において果たす役割の重要性に鑑み、文化芸術の振興等に関する施策の実施に当たっては、市町村との連携を図るとともに、市町村が行う文化芸術の振興等に関する施策について、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第二章 文化芸術の振興等に関する基本的施策

(芸術の振興)

第九条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十条 県は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（第十二条において「伝統芸能」という。）及び県民によって行われる民俗的な芸能（同条において「民俗芸能」という。）

を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興及び国民娯楽の普及)

第十一条 県は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能等の継承及び発展)

第十二条 県は、伝統芸能及び民俗芸能(以下この条において「伝統芸能等」という。)並びに年中行事の継承及び発展を図るため、伝統芸能等の公演等への支援、年中行事に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下この条において「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(山梨の文化芸術の保護、継承及び発展)

第十四条 県は、地域住民の生活の中で受け継がれてきた郷土食等の食文化、地域の固有の歴史、風土等を色濃く反映した祭礼、伝統的な技術又は技法等により創造され、県民の生活の中で育まれてきた伝統工芸等の文化的資産としての重要性に鑑み、山梨の文化芸術の保護、継承及び発展を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の担い手の育成及び確保等)

第十五条 県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、文化芸術の継承のための活動を行う者、文化芸術活動の指導を行う者、文化芸術活動の企画又は制作を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術の担い手の育成及び確保を図るため、研修への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項に規定する文化芸術の担い手が行う文化芸術活動その他の活動を支援するため、文化芸術に関するボランティアの活動の促進を図るものとする。

(文化芸術に対する理解の醸成等)

第十六条 県は、県民が文化芸術についての関心と理解を深めるとともに、生涯にわたり文化芸術活動にその能力を十分に発揮できるよう、文化芸術に関する学習の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(子どもの感性及び創造力の育成等)

第十七条 県は、次代の文化芸術の担い手となり得る子どもが感性を磨き、及び創造力を豊かなものにすることができるとともに、山梨の文化芸術に誇りと愛着を持つことができるよう、乳幼児期から文化芸術に親しむことができる機会の提供、学校教育における文化芸術に関する教育活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の文化芸術活動の機会の充実等)

第十八条 県は、広く県民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化芸術に関する情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民が障害の有無等にかかわらず等しく、文化芸術を創造し、又は享受することができる機会を確保することの重要性に鑑み、障害者等（障害者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。以下この項において同じ。）が行う文化芸術活動の充実を図るため、障害者等の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、豊富な知識と経験を有する高齢者が文化芸術の重要な担い手であることに鑑み、高齢者が行う文化芸術活動の充実を図るため、高齢者が文化芸術活動において活躍できる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、次代を担う青少年が文化芸術の継承及び発展において果たすべき重要な役割に鑑み、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化施設等の機能の充実及び活用の促進)

第十九条 県は、劇場、音楽堂、美術館、博物館、図書館、公民館その他の文化芸術に関する施設の機能の充実及び活用の促進を図るため、自らの設置に係る施設の整備に努めるとともに、公演、展示等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の活用による地域の活力の向上)

第二十条 県は、文化芸術の活用による地域の活力の向上を図るため、地域住民が主体となって取り組む文化芸術を生かしたまちづくりその他の活動の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の活用による経済の活性化)

第二十一条 県は、文化芸術の活用による県経済の活性化を図るため、事業者が行う文化芸術を生かした事業活動への支援その他の産業の振興、観光の振興等に資する施策を講ずるものとする。

(文化芸術による交流の推進)

第二十二条 県は、文化芸術団体等、事業者、文化芸術に係る交流の促進に資する活動を行う団体その他の関係機関等と連携し、文化芸術に関する情報を国内外に発信するとともに、文化芸術を通じた地域間の交流、国際交流等の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(表彰)

第二十三条 県は、県民が自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて文化芸術の振興等に積極的に取り組む社会的気運が醸成されるよう、文化芸術の振興等に関し顕著な功

績があると認められる者に対し、表彰を行うものとする。

(文化芸術推進月間)

第二十四条 県民の間に広く文化芸術についての関心と理解を深めるとともに、文化芸術の振興等に積極的に取り組む意欲を高めるため、文化芸術推進月間を設ける。

2 文化芸術推進月間は、十一月とする。

3 県は、文化芸術推進月間において、その趣旨にふさわしい事業を行うよう努めるとともに、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励するものとする。

第三章 推進体制等

(基本計画)

第二十五条 知事は、文化芸術の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興等に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 文化芸術の振興等に関する施策を推進するための方針

二 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備等)

第二十六条 県は、文化芸術の振興等に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 県は、文化芸術の振興等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 山梨県文化芸術推進会議開催要綱

(会議開催)

第1条 本県の文化芸術の振興等に当たり、有識者等から幅広く意見を聴くため、山梨県文化芸術推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

(聴取事項)

第2条 推進会議は次の各号に掲げる事項について、専門的な意見を聴取する。

- (1) 文化芸術の振興等に関する基本計画の策定及び基本計画に基づく施策の実施に関する事項
- (2) その他文化芸術の振興等に関する必要な事項

(構成員)

第3条 推進会議は、文化芸術活動を行う者及び団体、事業者、学校、市町村等から、観光文化・スポーツ部長が依頼する委員をもって構成する。

(会議)

第4条 推進会議は、観光文化・スポーツ部長が招集する。

- 2 観光文化・スポーツ部長が座長を指名し、座長が会議を進行する。
- 3 推進会議は必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は観光文化・スポーツ部長が定める。

附則

この要綱は、令和元年7月8日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

3 山梨県文化芸術推進会議委員

No.	氏 名	所 属 等
1	青柳 正規 [座長]	山梨県立美術館館長 元文化庁長官
2	秋元 雄史	東京藝術大学名誉教授 金沢21世紀美術館特任館長
3	家安 香	デザインディレクター Edelkoort East株式会社代表取締役
4	伊藤 美輝	造形教育研究者 元山梨学院短期大学保育科教授
5	長田 由布紀	元教育委員長 元総合計画審議会委員
6	柴田 文江	多摩美術大学教授
7	丹沢 良治	甲府商工会議所相談役・常議員
8	中村 和男	シミックホールディングス株式会社代表取締役CEO
9	前田 俊一郎	文化庁主任文化財調査官
10	宮下 大輔	やまなし美食立地コーディネーター

五十音順・敬称略

4 山梨県内の指定等文化財件数(R7.2.1現在)

分類			国	国宝	県	国、県計	市町村
有形文化財	建造物	建造物	54	内2	64	118	249
	美術工芸品	絵画	12	内2	48	60	628
		彫刻	25		65	90	
		工芸品	8	内1	67	75	
		書跡、典籍	5		58	63	
		考古資料	6		46	52	
		歴史資料	1		17	18	
	計		111	内5	365	476	877
無形文化財	無形文化財	演劇、音楽、工芸技術等			1	1	9
	計				1	1	9
民俗文化財	無形民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等の風俗慣習、民俗芸能等	4		20	24	91
	有形民俗文化財	無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家具等	2		12	14	79
	計		6		32	38	170

分類			国	特別	県	国、県計	市町村
記念物	史跡	貝塚、古墳、都城跡等	16		29	45	195
	名勝	庭園、橋梁、溪谷等	6	内2	5	11	16
	天然記念物	動物、植物、地質鉱物	34	内3	106	140	321
	計		56	内5	140	196	532

総 計			173	内10	538	711	1,588
-----	--	--	-----	-----	-----	-----	-------

重要文化的景観		
重要伝統的建造物群保存地区		2
選定保存技術		
登録文化財	有形文化財(建造物)	174
	有形民俗文化財	1
	登録記念物(遺跡・名勝地関係)	2
	計	177

※市町村指定等件数は、R6年5月1日現在。

※市町村の種別は個々の市町村の実状に合わせたもので、必ずしも国、県の分類とは整合しない。

※登録文化財は告示のあったものである。